

習志野市教育委員会会議録
(平成28年第10回定例会)

- 1 期 日 平成28年10月26日(水)
教育委員会1階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時35分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | | |
|------------|-----|-----|---|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 | 美 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 | 隆 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 勝 雄 | 司 |
| 生涯学習部次長 | 齊 藤 | 佳 夫 | 志 |
| 学校教育部副参事 | 竹 田 | 良 宏 | 仁 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 弘 実 | 文 |
| 学校教育課長 | 高 橋 | 博 明 | 心 |
| 指導課長 | 上 原 | 文 雄 | 哲 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 重 吾 | 人 |
| 総合教育センター所長 | 米 澤 | 英 俊 | 子 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 順 子 | 彦 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 由 香 | 裕 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 慈 彦 | 美 |
| 青少年センター所長 | 浦 野 | | |
| 菊田公民館長 | 関 | | |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | | |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | | |
| 学校教育部主幹 | 奥 山 | | |
| 学校教育部主幹 | 宍 倉 | | |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | | |
| 学校教育部主幹 | 鶴 沢 | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成28年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (3) 習志野文化ホール大規模改修工事について
- (4) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

第3 議決事項

- 議案第42号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 平成28年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第44号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 財産の貸付けについて(習志野市立つくし幼稚園用地)
- 議案第46号 財産の貸付けについて(習志野市立実花幼稚園用地)
- 議案第47号 習志野市立つくし幼稚園の敷地の変更について
- 議案第48号 習志野市立つくし幼稚園及び習志野市立実花幼稚園の建物の譲渡について
- 議案第49号 平成28年度末及び平成29年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第50号 指定管理者の指定について(習志野市立図書館4館)

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について
平成28年11月16日(水)午後1時30分

5 会議内容

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「報告事項(4) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び(4)並びに議案第42号ないし第48号及び第50号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、報告事項(3)は、市民へ公表される時に、また議案第42号ないし第48号及び第50号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成28年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成28年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

教育委員会に関する一般質問は、12名の議員から23件があった。一般質問のほか、教育委員会が関係する議案が3件、教育委員会に関わる請願・陳情が1件あった。このほか、総務部の所管で、教育委員会に関わるもので、「教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を提案し、審議をいただいている。質疑のあった内容等は、資料に記載のとおりである。

教育委員会に関連する一般質問について、特に、学校教育に関わる質問を大別すると、JR津田沼駅南口開発に伴う児童増への対応に関わるもの、トイレ改修や学校の防災対策など学校施設に関すること、就学支援や学校給食センター建替えに関すること、教員の勤務状況、いじめ・不登校に関する事など学校運営についての質問があった。いずれも教育委員会で大きな教育課題として挙げているものである。特に、学校給食センターの建替えについては、経費の節減が可能な、PFI方式で事業を実施することとした。今後の事業スケジュールは、入札公告を行い、事業者を決定し、事業契約締結を経て、平成31年4月に稼働開始を目指し、この実現に向けて計画的に取り組んでいきたいと考えている。

また、生涯学習に関わるものでは、放課後児童会や図書館に関わることについての質問があった。さらに、子育て施策の一元化に向けた機構改革の進捗状況に関し、教育委員会の考え方についての質問があった。

本日は、通告番号5番 小川利枝子議員から質問のあった、「1. 子育て施策の一元化について」に係る、平成29年度当初より実施予定の機構改革の進捗状況について及び通告番号19番 荒原ちえみ議員から質問のあった、「4. 就学援助制度について」に関し、準要保護世帯の新入学児童生徒学用品費支給についてを取り上げて説明する。

まず子育て支援一元化に向けた機構改革の進捗状況について、答弁の主旨としては、子どもが健やかに育つ環境の整備の一元化を図るため、放課後児童会の業務をこども部の所掌業務に加えること、機構改革を担当する政策経営部を中心に、平成29年度当初を見据えた協議を現在進めている。現時点での方向性ではあるが、放課後児童会について、子育て支援の一貫性や継続した保護者への就労支援の一貫性が見込めることから、教育委員会生涯学習部から市長事務部局のこども部へ移管させようとしている。さらに発達支援については、子どもの成長・発達に関する相談、支援に総合的に応じている「ひまわり発達相談センター」を明確に、全てのこどもの子育て支援施設としての位置づけを検討していること、等について市長より答弁した。これらの機構改革を進めるにあたって、こども部の組織・人員体制について、来年度以降のこども部のあり方について、本年度末までに方向性を取り纏めようとしているところである。

このことについて、教育委員会に対して再質問があり、教育委員会としては、子育て支援に係る業務をこども部に集中することは、こどもたちを取り巻く環境が多様化し、厳しさを増している中で、切れ目のない支援の必要性を鑑み、出産前から18歳までの子育て支援の一元化を図ることは放課後児童会業務のみならず、子育て支援全体の更なる充実を期待できるものであること、加

えて、特別な支援を必要とする児童・生徒には、乳幼児期からの支援や情報の積み重ねが大切であり、就学後においても総合的かつ連続した支援の充実が実現できること、これらを踏まえ、この度の機構改革の一つである放課後児童会業務をこども部へ円滑に移管できるよう市長事務局と一体となって検討を進めているところである。業務移管後においても、学校を含めた関係機関で定期的な協議の場を設けるなど、更なる連携体制を構築した上で対応していきたいことを答弁した。

最後に、就学援助制度について、入学時の学用品などの購入には多額の費用を要することから、実態にあった就学援助のあり方として、額の見直しと早期支給について提案がなされたものであった。このことに対しては、学齢となる児童・生徒の在籍状況を確認したうえで、支給しなければならぬものであることから、新入学児童生徒学用品費支給については、特に、中学生のみ早期支給の実現に向け検討を進めることとする旨の答弁をした。現状では、これらの支援金については7月に支給しているところであるが、できるだけ早期の支給に取り組みたい旨の答弁をした。以上が、平成28年習志野市議会第3回定例会における、一般質問等の報告である、と概要を説明

古本委員

市角議員からのスクールカウンセラーに関する質問について、現在、スクールカウンセラーが行っていることは、今までは先生がやっていたことであると思う。そのため、専門家であるスクールカウンセラーを配置することは、子どもたちのためだけでなく、負担軽減という意味で、先生のためにもなると思う。このスクールカウンセラーにはどのような資格要件があるのか。また、子どもたちの相談方法については、どのようになっているのか。例えば、学校関係の相談をしたい時に、その当事者を通して相談の申込みをしなければならないと、相談をしづらいと思うが、子どもたちはどのように相談を持っていくのか、と質問

上原指導課長

スクールカウンセラーは県教育委員会が配置しているため、詳細な資格要件までは把握していないが、臨床心理士などの資格を持っている者を配置していると聞いている。また、相談方法については、中学校には週に1日、小学校には2週に1日、スクールカウンセラーが来ることになっている。子どもや保護者に対しては、学校便り等で、スクールカウンセラーが学校にいつ来るかを周知しており、その中で都合がいい時に相談できるようになっている。担任が仲介して子どもがスクールカウンセラーに相談をすることや、保護者が子どものことについて相談をすることもできる。出来る限り子どもや保護者のプライバシーが守られるよう配慮して相談が行われていると認識している、と回答

古本委員

相談内容は学校に報告されるのか、と質問

上原指導課長

守秘義務があるため、詳細な相談内容の報告はないが、「友達に関すること」「先生や生徒に関すること」「家庭に関すること」など大きな分類での相談件数を把握している、と回答

貞廣委員

説明のあった内容について、2点要望する。

まず1点目に、放課後児童会業務を子育てに関連するものとして市長事務局に一元化する

のは、他の自治体でもよく見る、最近の傾向である。保健分野や福祉分野と連携しながら一貫した支援をするには、そのような機構の方が有効な手立てを講じやすいということだと思う。出産前から18歳までの子育て支援の一元化という説明があったが、子育て支援だけでなく、その後の支援との接続も意識して取り組んでほしい。また、総合教育会議での市長との懇談の際でも触れたが、日本の統計では、子どもの支援の基となる統計調査については15歳までとなっているものが多い。例えば、中学校で不登校になっている子どもについては把握し、支援をすることが出来るが、中学校は卒業したが、高校に通っていない子どもや、高校で不登校になってしまっている子どもや、18歳を超えて引きこもっている人の数などが把握しにくい状況になってしまっていると思う。しかしながら、悩みが長期化し、引きこもっている人たちにも手が届くようなデータの取り方や支援の在り方を、この機会にぜひ考えてほしい。

2点目に、要保護・準要保護を受けている世帯の割合が6%を超えているという説明もあった。スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーによる支援も必要だと思う。スクールカウンセラーもさることながら、スクールソーシャルワーカーの支援もとても長いスパンになる。中学校だけでなく、小中学校ともに家庭福祉支援という意味でも、総合的な支援を整えるという意味でも、スクールソーシャルワーカーの積極的な配置を検討してほしい、と要望

上原指導課長

スクールソーシャルワーカーの実情について説明する。スクールソーシャルワーカーについても県が配置しており、葛南教育事務所管内を管轄するスクールソーシャルワーカーが配置されている。県としてもスクールソーシャルワーカーの配置を増やしていく方向で検討していると聞いている、と回答

竹田学校教育部副参事

今回の説明の中では、放課後児童会に特化しての説明であったが、放課後児童会については、従来、学校敷地の中で運営してきたという歴史の中で、教育委員会が所管してきた。昨今、国でも切れ目ない支援という中で、全国的には保育所に通っている子どもたちが小学校にうまく接続できないという課題もあった。本市では放課後児童会は全入制ということもあり、そのような事例はないが、支援の必要な子どもを就学前から就学期にかけて、切れ目なく支援していくことが大切であるということで、この度、このような機構改革を行おうとしているところである。統計データが15歳で切れることや18歳を超えて引きこもりの人の把握については、こども部としても難しい問題として捉えている。こども部には18歳までの子どもたちとその家庭が相談できる「子育て支援相談室」があり、義務教育後も引きこもりや虐待等で悩んでいる子どもたちに対しても手厚い支援をできていると認識しているが、18歳を超えて20代、30代が引きこもり等で悩んでいる例が少なくなことも認識している。市長事務局では、生活相談課等でそのようなデータを把握していると思う。18歳以上を対象とした支援を行う、健康福祉部とも連携して取り組んでいくことが重要であると思うので、そのことにも注視していきたい、と回答

原田委員

今の高校では、子どもたちに向き合う時間を大切にしている。例えば、昔は生徒が学校に来なければ欠席扱いとし、最終的に卒業できないという状況であった。しかし今は、担任や養護教諭や学年主任が面と向かって向き合うなどして密に対応している。特に養護教諭は成績評価をしないので、子どもたちは養護教諭には何でも話しやすく、学校としてもとても頼りになる。その他、不登校になってしまった生徒にも、教室に来ることはできなくても、図書室まで来られたら出席として取

り扱い、何とか卒業させようとするなど、高校でも出来る限りの支援をしている、と発言

植松教育長

昭和40年から50年代には、生徒指導の研究大会に行くと、「追指導」というものがあった。追指導とは、中学校にきちんと来ていなかったり、中学校での生活が乱れていたりする子どもたちの卒業後の様子を確認し、指導していくものである。進学先の高校や就職先の会社にきちんと行っているか等を確認し、報告会をしていた。今ではなくなりましたが、当時は20歳くらいまで追指導をしており、そのため、成人式にも中学校の校長が招待されていた、と発言

梓澤委員長

放課後児童会業務をこども部に移管した後、青少年課や青少年センターについてはどのような組織にしていくのか、と質問

井澤生涯学習部長

放課後児童会業務をこども部に移管した後の組織について、教育委員会としては、青少年課は残したいと考えているが、まだ決定はしていない。また、青少年センターについても、青少年課の一部の業務として取り扱いたいと考えている、と回答

梓澤委員長

検討案をいろいろと示してほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果について (総合教育センター)

米澤総合教育センター所長

平成28年度全国学力・学習状況調査結果の分析結果について報告する。平成28年度全国学力・学習状況調査は4月19日に実施した。その結果が文部科学省から送付されたが、これは学力の一部、学校における教育活動の一つの側面であり、また、過度の序列化や競争を防ぐために、市全体の状況のみの公開とする。また、文部科学省からの通達により、今年度から学力に関する数値の公開については小数第一位を四捨五入した整数値で公開することとなっている。習志野市の平均正答率は、小中学校とも、各教科の知識・活用とも、全国平均を上回っている。しかし、その差は、少し小さくなっている状況である。各教科の状況と課題の概略を中心に説明する。

はじめに小学校の国語について、課題は「話すこと聞くこと」であり、27年度より8ポイント低下した。話し手の意図を掴み、自分の意見と比べる力を伸ばす必要がある。また、ローマ字を書くという設問に13%の無回答があり、課題が見えてきている。

次に中学校の国語では、課題は「書くこと・読むこと」であり、正答率が全国を下回った設問があった。その出題の趣旨は、「課題を決め、それに応じた情報の収集方法を考える」というもので、具体的には、宇宙エレベーターについて疑問に思ったことと、それを調べるために、必要な本の探し方を書くという内容である。生徒の回答の傾向として、説明文の内容や構成の理解が浅く、さらにそれを追求する方法について、適切に選択し回答していないものが目立った。「書くこと・読むこと」のより一層の指導が望まれるところである。

続いて小学校算数の課題では、「図形」と「量と測定」であり、それぞれの課題については「図形」では、図形の構成要素に着目して論理的に考察すること、また、「量と測定」では示された除法の式の意味を説明することであった。ここでは特に図形に関する問題を取り上げて説明する。設問概要は、「2個の直角三角形の同じ辺を合わせてできた、この四角形を6つ並べてできる形を、この4つの図形から選ぶ」というものである。正答は、3の正六角形だが、正答率は24.6%であったが、2と答えた誤答が40.3%あった。解答の視点は、この直角が合わさることにより、180度の角、すなわち直線となることに気付くことである。このような図形の構成要素を正しく理解させるためには、直角や直線の性質の正しい理解のほか、図形を動かすことや組み合わせることについて、視覚的なシミュレーションをもとに感覚的に捉えさせることが大切である。

次に中学校数学について、課題となったのは特に「資料の活用」であり、表やグラフを整理し、代表値や散らばりに着目して読み取ることが課題である。また「関数」では、一次関数の式やグラフを関連付けて理解することに課題があった。この中から、「資料の活用」について具体例を挙げて説明する。設問の概要は、グラフや説明を読み取り、25.5cmの靴が貸し出された回数の相対度数を求めるものである。相対度数とは、全体に占める割合や全体の中での位置を示すものである。結果は、正答が29.9%で全国平均を1.2ポイント下回ったが、無回答が35.9%あったことが問題と考える。今後は、相対度数の意味の理解のほか、グラフとの関連を視覚的・感覚的に理解させること、また相対度数は実生活の中の様々な場面でデータを取る際に使えるものであることから、数学の授業の中で相対度数を活用してデータを比較する活動などを増やしていくことが必要と考える。

次に質問紙調査から見てきた課題について説明する。小学校では、「規範意識」と「学習習慣」に関連する質問において、全国を下回っていることが課題であると捉えている。特に「規範意識」に関連する「友達との約束を守っているか」という質問に対する回答が、全国平均を2.2ポイント下回っている。また、質問紙の選択肢は、主に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」のような4段階となっているが、習志野市の児童生徒の傾向には、最も上位の選択肢の割合は全国平均に劣るが、2つ目までの肯定的な回答を含めるとほぼ全国平均と同じになる。この傾向については、まだ詳しい分析はできていないが、今後の検討が必要である。また、「規範意識」のうち、「いじめはどんな理由があっても許されないと思うか」という質問に対し、最上位である「当てはまる」が全国平均より低い。「学習習慣」については、「家で宿題をしているか」という質問に対し、「している」という回答は全国平均を1.2ポイント下回り、「家で復習をしているか」という質問に対しても、「している」という回答は全国平均を5.3ポイント下回った。

中学校の質問紙調査においても、小学校と同様に、「規範意識」と「学習習慣」に課題がある。特に「いじめ」については、「いじめはどのような理由があってもいけないことだと思うか」という質問に対し、「当てはまる」という回答が全国平均より5.9ポイント低い状態である。また学習習慣についても、「家で計画的に勉強しているか」という質問に対して、「している」という回答は2.7ポイント、「家で宿題をしているか」という質問に対しては10.3ポイント、全国平均より低くなっている。この2点については非常に気になるところである。

そこで、家庭学習と正答率の関係をクロス集計すると、27年度と同様に家庭学習習慣のある児童生徒の正答率が高いことは明らかである。例えば、中学生で、「家で計画的に勉強している」と回答した生徒と「全くしていない」と回答した生徒の平均正答率の差は、国語Aでは6点、数学Aでは16点である。また、今回は図書館等の利用と正答率との関係についても分析をした。これが必ずしも読書の力と繋がるとは言い切れないが、読書週間との相関関係を見ることは出来ると思う。両教科とも、図書館利用の習慣がある児童生徒の正答率が高くなっている。ただ、「週に4回

以上」の階層の正答率がそう高くないのは、興味深い結果である。図書館等に頻繁に通う子どもが本当に本を読むことを目的としているのか、あるいは他の目的があるのかということも推察できるが、はっきりと把握できていない。総合教育センターは、各学校の個々の調査結果を綿密に分析し、日々の指導に生かすことを働きかけるとともに、総合教育センター研究会での家庭学習への意欲を高める手立ての研究、指導法改善委員会で取り組んでいる、数学科での関数領域でのグラフと式の情報を読み取り、考えを深める研究等の成果を学校に周知し、各校の学力向上の一助になるように努めていく考えである、と概要を説明

原田委員

図書室の利用状況についての説明があったので質問するが、小中学校の図書室に司書教諭はいるか、と質問

上原指導課長

学校司書として23校に8名を配置している、と回答

原田委員

8名ということは配置されていない学校があるということか、と質問

上原指導課長

1人の学校司書がそれぞれ複数の学校を担当している、と回答

原田委員

専任の学校司書はいないということか、と質問

上原指導課長

終日、専任で学校に司書がいる、という学校はない、と回答

貞廣委員

全国学力学習状況調査についての分析はこれで終了か、と質問

米澤総合教育センター所長

この分析については、県の分析ツールを使い、速報値として算出している。まだ概略しか分からないので、今後学校とも協議し、中身については調査等をして、可能な限り、方向性等を打ち出していきたい。しかしながら、あくまでも学校の学力状況であるため、学校側の努力を促すことが総合教育センターの役割であると考えている、と回答

貞廣委員

これは、国でかなりのお金をかけている事業である。分析をするだけでなく、その分析を基に、学校としてはどのようなアクションをすればよいか、学校が読んで分かるような報告書にしてほしい。各学校での自己分析も大切であると思うが、「このようなことをすると家庭学習が定着する」「このような取組みをしている学校が厳しい条件を克服して学力を上げている」などの分析までは、このデータでもっとできると思う。他の自治体ではもう少しそのような分析までしていると思う。学校が「これをやってみよう」と思えるような報告書作りをしてほしい、と要望

米澤総合教育センター所長

家庭学習については、4月に報告した調査結果を基に、各学校に取り組んでもらってきたところである。総合教育センターでの研究活動で、家庭学習に取り組まなかった子どもたちにどのように意欲を持たせるかについて、小学校の力も借りて実践授業をしている。非常に効果が上がってきているところであり、家庭学習ノートの在り方などを広めているところである。更なる分析を可能な限り進めていきたい、と回答

古本委員

図書館の利用状況については、街が豊かになっている分、図書館の必要性が少し下がっているのではないかという気がする。昔はあまり本屋でも多くの本を扱っていなかったため、様々な本を所蔵している図書館は重要な存在であったが、現在は、欲しい本があるときは、本屋へ行けばだいたい手に入るという状況である。そこで、「図書館に行っているか」だけでなく、「本屋に行っているか」という項目を入れてもいいのではないかと思う。本を読むためには、図書館で借りるという方法だけでなく、本屋で買うという選択肢もあるので、図書館だけでは必ずしも本来の読書習慣とは一致しないと思う。

また、家で復習をしているのが約13%というのも驚きである。学校が子どもたちのニーズに対応されていないのか、あるいは塾や部活動で忙しいのか、という理由まで考えなければならないと思う。家で勉強していないのに、点数は全国平均よりも高いという結果はおかしいと思う。質問内容を掘り下げないと状況が分からない。

この他、地域の行事に参加しているのが11.8%というのも驚きである。子どもたちが地域の行事に参加することで、地域による子どもの支援にも繋がってくると思うので、底上げを図り、地域全体で盛り上げないといけないと思う。

最後に、規範意識についても、友達との約束を「守っているか」という質問と「守ろうとしているか」という質問では回答は違ってくると思う。大人でも、例えば「約束を守る」と「約束を守ろうとする」とは違い、約束を守ろうとしたがやむを得ず守れなかったということはある。例えば、「約束を守っているか」という質問に対しても、100%守れてはいないからという理由で正直に回答しただけかもしれない。それに対し、「いじめは絶対にしてはいけないことである」のように、絶対にいけないというものもあり、それについては子どもたちにしっかりと教えていかなければならない。国で統一して作っているものなので、質問を変えるのは難しいと思うが、多様性が見られるような質問をするか、回答の意図の分析をもっと深めてほしい、と要望

米澤総合教育センター所長

総合教育センターでは市全体の傾向について分析し、その情報を校長会を通して学校に提供している。質問の形式は決まっているので、そこから読み取れることを推察することや学校での個々の聞き取りも含め、より良い分析ができるよう研究していく、と回答

梓澤委員長

後日実施をした児童生徒や不登校等により実施していない児童生徒がいるようだが、その人数はどうなっているか。また特別支援学級に在籍している児童生徒についても調査の対象になっているのか、と質問

米澤総合教育センター所長

後日実施のデータについても総合教育センターで把握しているが、今、手元に資料がないため、後程回答する。また、特別支援学級の児童生徒の中には実施が不可能な子どももいるため、対象となっていないが、通級指導教室の児童生徒は実施児童生徒数に含まれている、と回答

梓澤委員長

人数が正しく理解されるように記載方法を工夫してほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

**議案第49号 平成28年度末及び平成29年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の
制定について** (学校教育課)

高橋学校教育課長

平成28年度末及び平成29年度における習志野市立習志野高等学校教員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、県教育委員会の人事異動方針に準じている。なお、本方針の狙いは、本市教育の振興及び習志野高校の文武両道の教育目標を実現することであり、そのための教員組織の充実と活性化は不可欠であると捉えている。

変更点としては、県の人事異動方針に準じ、「第2 実施要項」のうち「1 適正配置」の中の(1)に「義務教育学校」という言葉を付け加えた。本市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、人事異動を行っていきたいと考えている。

最後に、義務教育学校について説明する。義務教育学校とは、小中一貫教育の1つであり、本年4月に学校教育法が施行となり、義務教育学校などの小中一貫教育が制度化された。今までの小中一貫型小学校・中学校はあくまで別々の学校であるのに対して、義務教育学校が一つの学校であるという違いがある。また義務教育学校の大きな特徴として、学年の区切りを変更することができ、学年の区切りを見ると、今までの「6-3制」から「4-3-2制」で分けている学校が多い、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年11月16日(水)午後1時30分に決定された。

<報告事項(3)及び(4)並びに議案第42号ないし第48号及び第50号については非公開。ただし、議案第42号ないし第48号及び第50号については、平成28年11月22日をもって市長から議会へ提案されたため、報告事項(3)については、平成28年12月15日号の広報習志野で公表されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(3) 習志野文化ホール大規模改修工事について

(社会教育課)

中村生涯学習部主幹

習志野文化ホール大規模改修工事について、スライドや写真を使って説明をする。習志野文化ホールは、開館以来、市民の芸術文化活動の拠点であり、また、コンサートや演劇活動などのイベントを通して市民生活を豊かにするための施設として、大きな役割を果たしてきた。習志野市の小中学校や習志野高校の音楽は全国レベルであり、習志野高校においては全日本吹奏楽コンクールで金賞受賞の常連ともなっている。このことは、演奏環境が整っている習志野文化ホールがあってこそその成果であると考えられる。しかしながら、施設の老朽化は喫緊の課題となっており、大規模災害を想定した場合の安全性の確保という点でも対策が必要である。これまでの経過について報告する。

習志野文化ホールは昭和53年に開館し、開館後37年が経過している。その間、必要に応じて部分的な改修や設備の更新を行ってきた。施設を所有していた公益財団法人習志野文化ホールは、第2期大規模改修工事を計画していたが、その資金調達が見込めないことから、施設が市に寄附され、平成27年度から市の施設となった。市は施設の抱える課題を解決し、機能維持を図るため、平成29年度の工事着手を目指し、平成27年度から設計に取り組んでいる。法人から引き継いだ施設の課題のうち、大きなものは排水管の老朽化である。階下テナントへの漏水が心配される、大きな課題となっている。また、屋上防水シートの劣化により、雨漏りも課題の一つとなっている。それでは、現在の施設の現状を見ていく。

最初に、入口については、木目調の扉であるが、経年劣化により内側の扉と外側の扉の木の色が違うことが確認できる。内側は綺麗であるが、外側は雨風に曝され、色が剥げてしまっている。文化ホールのホワイエについては、天井材も経年劣化により、部分的に落下してきている。ホワイエからホールへ上がる階段の手すりでは、壁紙のはがれが確認できる。また、ホール内の絨毯や客席シートも一部摩耗している。次にトイレについて、ホワイエ内のトイレは、第1期大規模改修工事で一部改修したが、その他のトイレは改修できなかった。トイレの適正器具数は、空気調和衛生学会の算定法により、施設の規模や収容人数によって、必要な便器の数が定められているが、ホール全体で女性トイレが4つ不足しており、さらに6階の女性トイレの便器は洋式に対し和式の数が圧倒的に多く、バリアフリー化となっていない状況である。

続いて、東日本大震災時のホールの状況について、吊天井が落下し、客席も一部破損した。文化ホールの天井は約2ヶ月の休館を経て復旧したが、国では、東日本大震災での天井が落下する被害が全国で生じたことを踏まえ、建築基準法施行令の一部改正を行い、平成26年4月より施行されている。これによると、文化ホールの天井は現在の法律に合っていないということになる。

次に、天井裏の鉄骨材についても、錆と腐食が進んでいる。屋上防水シートの経年劣化と浮きを確認でき、雨漏りの原因になっている。以上が、施設の状況である。

9月になり、設計業者から概算工事費は約20億2千300万円、工期は休館期間として約12か月との報告があった。所管としては、将来の建替えなどを考慮し、今回は緊急を要する箇所のある工事をやりたいと考えている。工事項目及び工事箇所については、資料に記載のとおりである。先ほど説明したとおり、排水管や天井の課題があることから、文化ホールを利用する、最も大きいイベントである成人式を避けつつ、迅速に工事に着手すべく、具体的には、平成30年1月の成人式終了後から同年12月までで工事を実施したいと考えている。今後、予算編成を進めていくが、文化ホールの利用予約受付開始が1年前からとなっているため、工事を実施することを前提とし、休館する予定があることを広報習志野12月15日号に掲載したいと考えている。利用者への対応については、文化ホールと十分に調整を図っていきたいと考えている。習志野の芸術文化のシンボルである文化ホールが安全で安心な施設となるよう、改修工事に向けて取り組んでいく、と概要を

説明

梓澤委員長

この計画案には一点不安がある。文化ホールの経営上の都合は理解できるが、文化ホールは不特定多数の人が利用する施設である。既存不適格であり、現行法規の基準を満たしていないと把握しているのに、平成29年度の4月から12月まで改修工事をしないのはなぜか。市民や議会はそれで納得するのか。その間に万が一、何か不具合が起きた場合には、どのように対処するつもりか、と質問

中村生涯学習部主幹

確かに現在の法令には適合していないが、すぐに何かが壊れるようなことはない。また、排水管については、万が一、漏水があると階下のテナントに迷惑がかかるので、保険に加入している。まだ予算化されていないため、すぐには工事が出来ないこと、また、ホールの使用予約は1年前から受け付けることから、工事は最速で平成30年1月からとなる。改修工事までの間、指定管理者である公益財団法人習志野文化ホールに、毎日、施設を点検し、報告してもらっている。工事までの間に緊急で対応すべき不具合が生じた場合には、直ちに対応できるような連絡体制にはなっている、と回答

貞廣委員

私も同じように不安を感じる。今すぐに、例えば天井が落ちてくるということがないとしても、現在の法令に適合していないということは、現在の耐震基準を満たしていないということではないのか。万が一、成人式等の際に大地震が発生した場合のことを考えると、今すぐにでも休館にして改修工事を行ってほしいくらいである。平成30年まで放置していて、市は責任を取れるのか、と質問

梓澤委員長

万が一のことがあった場合、不適合があると市では把握していたのに対応していなかったと公になってしまうのではないか。そのことを懸念している、と質問

中村生涯学習部主幹

建物については、耐震診断をしており、耐震化されている建物であるが、その耐震診断の診断項目には天井は含まれていないので、絶対に落ちないとは言い切れない、と回答

貞廣委員

既に利用予約が入っているということは、安全確保よりも優先されるべきことであるのか疑問である。抵抗感がある、と発言

井澤生涯学習部長

東日本大震災後に一度、天井の改修工事を行っている。その改修でとりあえず大丈夫にはなっているが、不特定多数の人が集まる施設については、その後法律で更に厳しい規制がされた。現段階で大きな地震が起きた際に、絶対に天井が落ちないということは、習志野文化ホールに限らず、どの施設でも言えないと思う。現時点で1年後まで予約が入っていることもあり、今すぐに天井が落ちるような危険性もないことから、平成30年1月から工事を実施しようと考えている、と回答

貞廣委員

耐震基準が厳しくなったのは、そうすべき理由があるからだと思う。前の基準は満たしているから大丈夫という説明であったが、教育委員として、1年間この状態で放置するということについては承はできない、と発言

井澤生涯学習部長

工事の時期については、設計も含めて1年後ということを考えていた。ここですぐに休館すると、それもまた多くの迷惑を掛けることになるので、検討させていただきたい。安全性についても、一度改修を行っている。本当に大きな地震があった際に何事もないようにということで基準が変わったが、現状での耐震性でどうかということも、改めて確認したいと思う、と回答

梓澤委員長

実際、東日本大震災があった後には、予約があってもすぐに休館にして工事をしていたと記憶している。工事までの期間が1年間と長いので、不安はある。利用者としてホールに行った際にも、ホールは安全である旨の館内放送があるが、不安に感じ、心の底から楽しめない部分もある。既存不適格であると把握しているのに、1年間何もしないというのは、有事の際に責任を追及されるのではないかと心配である、と発言

井澤生涯学習部長

心配であるという気持ちはとても理解できるので、現在の天井の状態でのどの程度大丈夫なのかということ再度、改めて確認する、と回答

原田委員

最善の方法を模索してほしい、と要望

植松教育長

東日本大震災でホールの天井が落ちた。東日本大震災後に、5月の再開を目指して、落下する前の天井よりも強固なものに改修した。それまでは、平成28年度までに学校を耐震改修しようという計画であった。そのような中で東日本大震災が発生し、計画を前倒して耐震改修工事を行い、現在は学校施設が完了したので、次はその他の公共施設の耐震改修を行おうという段階である。現在の天井は、東日本大震災と同程度の地震では落ちないと聞いている。しかしながら、今のような論点での議論は行われていなかったもので、意見を受け止めたい、と回答

原田委員

12月に市民に説明するという説明があったが、その時には、今、教育長から説明があったような内容も説明するのか、と質問

中村生涯学習部主幹

現時点で出来る内容を説明していくつもりである。また文化ホールにも協力をしてもらい、文化ホールのホームページ上でもしっかりとお知らせをしていく、と回答

原田委員

ただ工事のために休館するという説明だけでは市民も納得できないと思うので、しっかりと説明をしてほしい、と要望

植松教育長

建築基準法が昭和56年に改正されたことに伴い、耐震基準が変更された。文化ホールについては、耐震診断の結果、改修工事を行い、この基準はクリアした。その後、東日本大震災が発生し、建築基準法施行令が改正され、特定天井の脱落防止措置が求められたが、現状において、文化ホールを使用することは法律違反ではない。改修工事のためには、予算を確保し、設計をしなければならないため、すぐに対応できないということは理解していただきたい、と発言

貞廣委員

耐震性が満たされていないという状況を把握している状況で、アクションを起こすかどうかが重要であると思う。教育委員として、この状況をそのままにして市民に使用させることは、良いとは言えない、と発言

植松教育長

貞廣委員の意見はもつともだと思う。しかしながら、予算の確保等に時間がかかってしまうことは理解していただきたい、と回答

貞廣委員

原始的な感覚として、子どもがそこにいていいと言えるかという、嫌だなという感覚である、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

議案第42号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

本議案は、市民会館、公民館、スポーツ施設等の使用料等を改正することについて、市長に申し入れるものである。基本的な見直しの考え方について、施設等の使用料については、運営経費を利用者に負担していただかないと、結果的に市税で負担することになり、利用しない市民までもが負担するということになる。その不公平感をなくすために、施設の運営経費を利用者に負担していただくために、定期的に使用料を見直す必要がある。手数料についても同じ考え方である。見直しの方針としては、財政状況に関わらず、適正な受益者負担の確保を図るため、3年毎に定期的な見直しを実施することとされている。また、受益者が負担すべき経費については、利用する施設・サービスにかかった経費とし、そのサービスの選択性・公益性等を考慮し、一部を市税で負担するという考え方である。そして、原則として、全ての項目が見直しの対象となる。

今回の見直しにあたっては、習志野市使用料・手数料等の積算基準に基づき、対象経費から原価計算を行い、積算をした。改正の上限は、利用者の負担増に考慮し、前回と同様に現行の1.5倍となっている。なお、対象経費は、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、施設管理費等となっている。

そこで、今回見直しをする使用料は、使用料条例に位置づけられた使用料としては、市民会館

使用料や富士吉田青年の家使用料など、放課後児童健全育成事業条例に位置づけられた使用料としては児童育成料、スポーツ施設の設置及び管理に関する条例に位置づけられた使用料としては富士吉田体育館使用料がある。

一方、今回見直しをしない使用料・手数料もある。習志野高等学校授業料、高等学校入学料及び入学手数料については、千葉県条例等の規定する額に合わせる使用料・手数料で、基準となる規定の改正がないことから見直しをしない。また、行政財産一時使用料については、独自の基準を積算の基礎としていることから見直しをしない。スポーツ施設使用料については、指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用している施設であることから、指定管理の更新時に見直しをする。次回の更新は平成31年4月1日のため、平成30年度に見直しをすることになる。習志野文化ホール使用料については、大規模改修等の特別な理由により、改正時期をずらした方が望ましいものと判断した。また、制度改正等により、既に改正が決定している使用料としては、幼稚園保育料があり、平成29年4月より改定されることが決定しているため、今回は見直しを行っていない。

今回、使用料が見直された施設のうち、使用料が増額となる施設は、鹿野山少年自然の家等である。一方、市民会館、富士吉田青年の家の暖房費、富士吉田体育館は、積算した結果、使用料が減額となった。

ここで、公民館使用料の積算方法について説明する。基本的な考え方としては、1時間あたりの1㎡単価をまず積算すると、2.78円となる。これに実際の部屋面積を乗じて1時間あたりの使用料を積算するというものである。この際、10円未満は切り捨てる。これまでの考え方では、例えば42.89㎡の会議室Aと49.52㎡の会議室Bがあり、これらを午前中の3時間使用しようとした場合を考える。会議室Aのみを使用する場合、1時間あたりの1㎡単価2.78円に部屋面積の42.89㎡を乗じた1時間あたりの使用料は110円となり、3時間使用する場合には330円の使用料がかかる。同様に会議室Bのみを使用する場合、1時間あたりの1㎡単価2.78円に部屋面積の49.52㎡を乗じた1時間あたりの使用料は130円となり、3時間使用する場合には390円の使用料がかかる。そして会議室AとBの両方を同時に借りる場合、1㎡単価に2つの部屋の面積の合計を乗じて使用料を算出するため、1時間あたりの1㎡単価2.78円に部屋の合計面積の92.41㎡を乗じた1時間あたりの使用料は250円となり、3時間使用する場合には750円の使用料がかかる。すなわち、2つの会議室を同時に借りる場合の使用料は、それぞれの会議室を借りる場合の使用料の合計より高くなってしまふ。そこで、今回の改定に際しての考え方としては、2つの部屋を同時に借りる場合は、それぞれの部屋の使用料の合計金額とすることとした。先ほどの例では、会議室AとBを同時に借りる場合の使用料は、750円ではなく、それぞれの使用料である330円と390円の合計の720円となる。

今後のスケジュールとしては、12月の市議会にて議案を提案し、議決をいただいた後に、平成29年4月1日より使用料改定とする。ただし、市民会館については、事前に使用料を納入してもらうため、公布の日から施行とする。各施設の使用料の改正内容については、資料に記載のとおりである。市の積算基準に則り、改正するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案どおり可決された。

小野寺教育総務課長

本議案は12月補正予算として教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れるものである。今回の補正予算の概要について、放課後児童会と国庫支出金過年度分返還金は、申入れ額605万6千円で、これは平成27年度に交付された放課後児童健全育成事業費補助金等の国庫補助金について、実績に基づく精算において差額が生じたため、その差額分を国へ返還するものである。なお財源については全額一般財源である、と概要を説明

貞廣委員

実績に基づく精算において差額が生じたため、その差額分を返還するものであるという説明があったが、なぜ差額が生じたのか。計画が一部実施できなかったのか、と質問

佐久間青少年課長

国への申請は平成27年の11月時点での決算見込み額で行うものであり、3月の時点で不用額が生じたため、返還となった。実際には、支援員の雇用が見込みまで至らなかったことが主な要因である、と回答

貞廣委員

大変努力して支援員を募っていることは理解しているが、せっかくいただけた補助金を返還しなければならないのは残念である。これだけのサービスをしてよいというお墨付きをもらったということだと思うので、ぜひ引き続き支援員の確保に努めてほしい、と要望

佐久間青少年課長

引き続き支援員の確保に努めていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第44号 習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

(学校教育課)

議案第45号 財産の貸付けについて(習志野市立つくし幼稚園用地)

(教育総務課)

議案第46号 財産の貸付けについて(習志野市立実花幼稚園用地)

(教育総務課)

議案第47号 習志野市立つくし幼稚園の敷地の変更について

(教育総務課)

議案第48号 習志野市立つくし幼稚園及び習志野市立実花幼稚園の建物の譲渡について

(学校教育課)

小澤学校教育部主幹

議案第44号から第48号については、市立つくし幼稚園及び実花幼稚園の私立化にかかる議案であるので、一括して説明する。

これまでも説明をしてきたが、なぜ私立化をするのかについて少し振り返ってみると、習志野市の市立幼稚園需要は年々減少を続け、現在の入園率は平均して31.2%と、幼稚園としての機能が危ぶまれる状況にある。一方、保育需要は増大する一方であり、平成28年度4月の待機児童は70人、保育所を申し込んだが入所できなかった不承諾者数は281人に及ぶ。この他、施設

の老朽化等様々な課題もあり、これらの現状を踏まえ、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画」において、市立幼稚園は、市が実施する中学校区を基本とした7ヶ所のこども園に統合する他、今後保育需要が見込まれる幼稚園については、幼稚園機能に保育所機能を加えた、こども園として私立化をすることとした。第2期計画においては、市立つくし幼稚園と実花幼稚園に保育所機能を加えて私立化を図ることとし、保育に必要な施設を法人により増設後、幼保連携型認定こども園として平成29年4月1日に新たにオープンする。つくし幼稚園は、学校法人田久保学園に、実花幼稚園は社会福祉法人八千代美香会に運営を引継ぐ。これにより、つくし幼稚園・実花幼稚園は、平成29年3月31日をもって公立幼稚園としての機能を終了する。

そこで、議案第44号は、習志野市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてである。こちらは新旧対照表に記載のとおり、習志野市立つくし幼稚園及び習志野市立実花幼稚園を削除する。

次に議案第45号及び第46号は、財産の貸し付けについてである。私立化に伴い、市立幼稚園の用地を法人に有償で貸し付けるものである。貸付の相手方は、つくし幼稚園は学校法人田久保学園理事長田久保明夫氏、実花幼稚園は社会福祉法人八千代美香会理事長綱島照雄氏である。貸付面積は、つくし幼稚園は2946.02㎡、実花幼稚園は5891.36㎡である。貸付理由としては、市有財産の有効活用の観点から土地を有償貸付とする一方、法人の安定した施設運営に配慮し、貸付料を市が定める算定基準に基づく金額よりも減額をして貸し付けるものである。貸付期間は、平成29年4月1日から平成59年3月31日までの30年間、貸付料は、つくし幼稚園は年額258万907円、実花幼稚園は年額354万9千947円となる。

続いて議案第47号は、つくし幼稚園の敷地変更についてである。つくし幼稚園の敷地を貸し付けるにあたり、現在使用しているつくし幼稚園としての用途を廃止し、平成29年4月1日から教育委員会が所管する教育財産から、市長事務部局が所管する普通財産に切り替えたのち、移管先法人に貸し付けるものである。一方の実花幼稚園用地は、実花小学校の学校敷地の一部であることから、教育委員会が所管する教育財産のまま貸し付けるものである。

最後に議案第48号は、つくし幼稚園・実花幼稚園の建物の譲渡についてである。私立化を行うにあたり、建物は運営を引き継ぐ法人に、有償で譲渡することとしている。譲渡額は評価額の3分の1相当額で、つくし幼稚園は583万3千円、実花幼稚園は198万3千円となる。この譲渡にあたっては、すでに市の財産取得審査会及び市有財産調査委員会において財産処分の答申を受けている。なお、建物の譲渡については、2千万円以上の不動産の売り払いに該当しないため、市議会における議決は不要となる。

以上が議案の説明であるが、つくし幼稚園は、(仮称)みのりつくしこども園として、0歳児から5歳児まで165人を受け入れ、これまでの習志野市の幼児教育を今後も引き継ぎつつ、高まる保育需要へも柔軟に対応できる施設として変わっていく。また、実花幼稚園は、(仮称)ブレーメン実花こども園として、0歳児から5歳児まで172人の施設として、現在の教育環境を大切に継承しつつ、地域の様々な修学前の需要に応えられる施設に変わっていく、と概要を説明

原田委員

先日、実花小学校の公開研究会に参加した際に、実花幼稚園の様子も見た。新しい建物は木で造られており、木の温かみを感じ、小さな子どもたちにとってとても良いと感じた。つくし幼稚園はどのようなになっているか、と質問

小澤学校教育部主幹

つくし幼稚園は、現在の園舎がRC構造である。新しく建設している園舎についても、RC構造である。園庭が広くはないので、RC構造を取り入れている、と回答

原田委員

実花幼稚園が木で造られていて良いと感じたということを伝えたかった、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第50号 指定管理者の指定について(習志野市立図書館4館)

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

大久保図書館を除く市内4市立図書館の指定管理については、平成28年教育委員会第6回定例会において、「4図書館を一括して管理する事業者を公募により選定する」こと、「指定期間は、5年とする」、ということで報告をした。その後、本年7月に指定管理者を募集し、2法人から応募があった。生涯学習部指定管理制度検討委員会で、審査及び面接を行った結果、株式会社図書館流通センターを指定管理者候補者として選定した。同法人は、図書館管理運営事務の受託及び代行業等を目的とする法人で、全国各地の図書館を指定管理者として管理運営しており、その実績を活かしたサービスが期待される場所である。

同法人の評価ポイントとしては、1点目として、司書率60%以上、全館長に司書資格保持者を配置するなど専門知識を持つ職員の配置提案があったこと。2点目として、乳幼児から一般・高齢者まで、それぞれの利用者層に応じた具体的な取り組みを示すとともに図書館を利用したことがない人を図書館に誘うために、図書館外でのPR活動に取組むアウトリーチサービスについて提案していること。さらには、3点目として、同法人の財務状況から経済的に安定した管理運営が期待できることなどである。この評価結果を踏まえ、本市の求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定した。なお、指定管理期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項(4) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

(教育総務課)

小熊学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言